

調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに 関する指導要綱

第1 目的

この要綱は、教室確保困難通学区域におけるマンションをはじめとする住宅開発等の指導指針を定めることにより、調布市の次代を担う児童及び生徒の良好な教育環境を保全する街づくりに資することを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅開発等 計画戸数が15戸以上の建築物（単身者用を除く。）の建築及び区画数が15区画以上の開発行為をいう。ただし、当該住宅開発等に伴い既存の住宅等が除却される場合は、その戸数又は区画数分を計画数から除くものとする。
- (2) 教室確保困難通学区域 通学区域（調布市立学校通学区域等に関する規則（平成10年調布市教育委員会規則第3号）に定める区域をいう。）のうち、住宅開発等に伴う児童及び生徒の人数の急増に対し、校舎の増築等の対応によって教室を確保することが教育環境保全の観点から困難であると見込まれる学校に係るものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（平成16年調布市条例第18号。以下「街づくり条例」という。）の例による。

第3 教室確保困難通学区域の指定等

市長は、毎年度6月末日までに、教室確保困難通学区域を指定の上、これを市のホームページにて公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による教室確保困難通学区域の指定をするに当たり、あらかじめ調布市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を求めるとともに、当該意見を参考にするものとする。

第4 住宅開発等に対する指導等

市長は、街づくり条例第21条の規定による事前協議（住宅開発等に該

当するものに限る。)の際、開発事業者に対し、教室確保困難通学区域ごとの教育環境に関する情報(以下「教育環境情報」という。)を教育委員会と連携して提供するとともに、次の事項を要請するものとする。

- (1) ファミリー向け住戸の抑制につながる多様な世代がバランスよく暮らすことのできる建築物の建築に努めること。
- (2) 重要事項説明に加えることにより、建築等された住戸の購入者又は入居者に対する教育環境情報の事前周知に努めること。
- (3) 駅近傍等の立地に応じた商業及び業務の用に供する施設の誘致に努めること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間における第3の規定の適用については、第3第1項中「毎年度6月末」とあるのは、「令和元年9月2日」とする。